



平澤国際社労士事務所

Hirasawa International Labor Consultant Office

NEWS LETTER

7月の祝日といえば「海の日」です。もともとは「海の記念日」という日でしたが、1996年からは国民の祝日「海の日」となり、今年で18年目を迎えます。早いものですね。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

7

2014



ハローワークを通じた障害者の 就職件数が過去最高に

営業職の労働時間管理を
行う際の注意点
給与計算をする際に押さえて
おきたい端数処理の実務
中小企業退職金共済制度とは

平澤国際社労士事務所

東京都港区芝大門1-3-5山田ビル3階

TEL : 03-5402-8491 / FAX : 03-5402-8494

ハローワークを通じた**障害者**の **就職件数**が**過去最高**に

平成25年4月より障害者の法定雇用率が2.0%（一般事業主の場合）に引き上げられており、障害者雇用に積極的な取組みをする企業が増加しています。障害者雇用に関して、先日、厚生労働省より平成25年度の障害者の職業紹介状況の取りまとめが発表されました。今回はこの内容についてみておきましょう。

1.障害者の新規求職申込件数

ハローワークへの新規求職申込件数は169,522件（前年度161,941件）となっており、前年度に比べ7,581件、4.7%増加しています。これを障害種別にみていくと、身体障害者については高止まりとなっていますが、精神障害者および知的障害者は年々増加しています（下表参照）。

2.障害者の就職件数

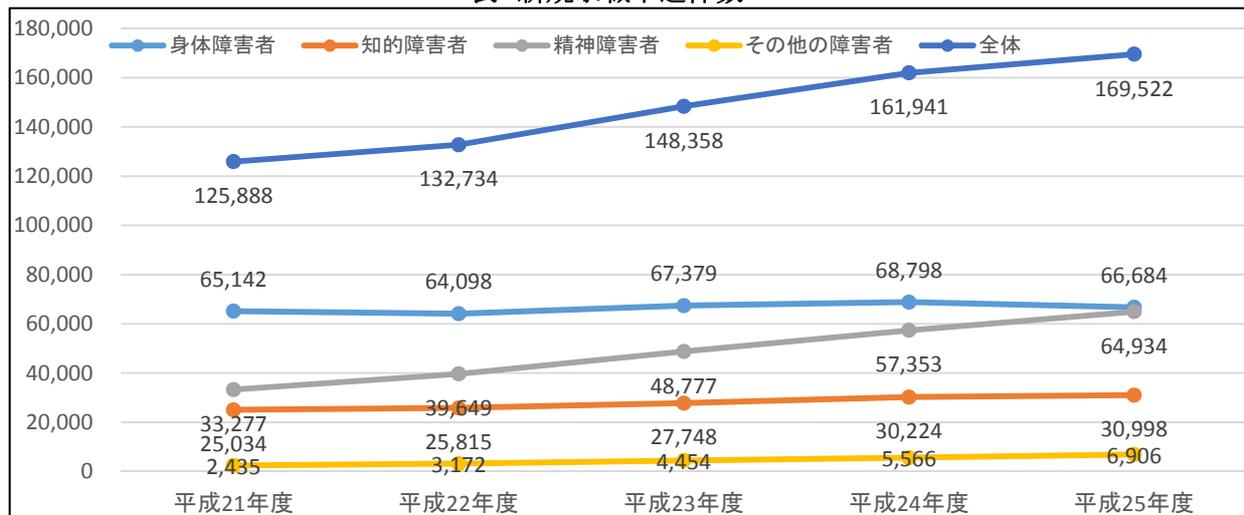
障害者の就職件数については77,883件（前年度68,321件）となっており、前年度に比べ9,562件増えており、こちらは14.0%の増加となっています。この就職件数は、身体障害

者、知的障害者、精神障害者のいずれにおいても増加していますが、特に注目すべき点として、精神障害者の就職件数（29,404件）が初めて身体障害者の就職件数（28,307件）を上回る結果となっています。

3.産業別の就職状況

次に産業別に就職状況をみると、就職件数全体（77,883件）のうち「医療、福祉」が24,393件と全体の3割強を占めており、「卸売業、小売業」10,888件（全体の14.0%）、「製造業」10,624件（全体の13.6%）と続いています。この「医療、福祉」は前年度比でみると30.1%と大きく増加しています。

表 新規求職申込件数



いよいよ平成27年4月より「障害者雇用納付金制度」の対象事業主が拡大され、常時雇用している労働者数が100人を超える事業主が対象になります。その後、平成28年4月には改正障害者雇用促進法が施行され、障害者に対する差別の禁止と合理的配慮の提供義務が事業主に課されることも決まっています。事業主としては今後の動向に注目し、法定雇用率を満たしていない場合は、早めに求人を出す等の採用に向けたアクションをとっていききたいものです。

営業職の労働時間管理を行う際の注意点を

このコーナーでは、人事労務管理で頻繁に問題になるポイントを社労士とその顧問先の総務部長との会話形式で、分かりやすくお伝えします。



社労士

当社では営業職の従業員が、夕方、事務所に戻ってきてその日の営業日報を書いたり、次の営業先の提案書を作成したりして、夜遅くまで残っています。過重労働を懸念しており、会社としては今後、労働時間管理の在り方を見直そうと考えています。

そうですか。現行ではどのような取扱いをされているのですか？



総務部長

営業手当として営業職に一律2万円を支給しているだけで、残業手当については何も支給していない状況にあります。

なるほど。現在の取扱いは「事業場外みなし労働制」を適用されているということですね。そもそもこの事業場外みなし労働制とは、従業員が業務の全部または一部を事業場で従事し、会社の指揮監督が及ばないためにその業務にかかる労働時間の算定が困難な場合、その労働については所定労働時間など特定の時間を労働したとみなす制度です。



そのような制度を適用していたということですね。



注意しなければならないのは、営業職のすべてがこの制度が適用できる訳ではないという点です。事業場で業務に従事する場合であっても、以下のように会社の指揮監督が及んでいる場合については、労働時間の算定が可能であることから、みなし労働時間制の適用はできないとされています。

- ① 何人かのグループで事業場外労働に従事する場合で、そのメンバーの中に労働時間の管理をする者がいる場合
- ② 無線やポケットベル等によって随時使用者の指示を受けながら事業場で労働している場合
- ③ 事業場において、訪問先、帰社時刻等当日の業務の具体的指示を受けた後、事業場で指示どおりに業務に従事し、その後、事業場に戻る場合



会社が指揮監督しており労働時間が把握できるような場合は、事業場外みなし労働制の対象にならないということですね。



そのとおりです。この事業場外みなし労働制の運用面においてポイントとなるのが、これはあくまで事業場外の労働についての取扱いであり、夕方、事務所に戻って営業会議に参加したり、提案書を作成する時間については原則として別途労働時間として把握した上で、残業手当の支給対象となるということです。



当社では残業手当を支給していなかったということですね。過重労働の問題もありますが、未払残業代の問題にもなりますね。今後、残業手当を支払うにあたってどのように労働時間を管理していけばよいのでしょうか？



事務所内での業務については、その時間をタイムカード等で管理するというのが原則となります。



わかりました。事務所内の残業については日々、上長に管理させるよう対応します。また問題が出てきましたら相談にのってください。



【ワンポイントアドバイス】

1. 事業場外みなし労働制とは業務の全部または一部を事業場で従事し、会社の指揮監督が及ばないためにその業務にかかる労働時間の算定が困難な場合、その労働については特定の時間を労働したとみなすことのできる制度のことである。
2. 事業場外みなし労働制は事業場外の労働についての取扱いであり、夕方、帰社してからの業務時間については原則として別途把握し、残業手当の支給対象となる。

給与計算をする際に押さえておきたい端数処理の実務

給与計算をしていると、労働時間や円未満の賃金額の端数が出る場合があります。今回はこうした端数処理について、法律に沿った扱いがどのようなものであるか、確認しておきましょう。

1.労働時間の端数処理

給与計算をする際には、まず労働時間を集計することになりますが、労働時間は1分単位で集計し、賃金を支払うことが大原則となっています。そのため、所定労働時間、時間外労働時間、深夜労働時間、休日労働時間の各々を1分単位で集計する必要があります。その際、1ヶ月における時間外労働・深夜労働・休日労働の各々の合計の端数処理は認められており、具体的には、1時間未満の端数がある場合には、30分未満を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げて差し支えないとされています。

2.割増賃金の端数処理

次に問題となる点として、割増賃金を計算する際の端数処理があります。これについては、1時間あたりの賃金額（割増賃金額）を計算した際に端数処理をすることとなっており、50銭未満の端数を切り捨て、50銭以上を切り上げることが認められています。具体的には以下のとおりです。

- ・1ヶ月の所定賃金額：230,000円
- ・1ヶ月の（平均）所定労働時間数：168時間
- 1時間あたりの賃金額＝230,000÷168時間＝1,369.0476…
- 50銭未満の端数を切り捨て
- 1時間あたりの賃金額：1,369円

なお、この取扱いは1ヶ月における時間外労働・深夜労働・休日労働の各々の割増賃金の総額に1円未満の端数が生じた場合も同様となります。

3.賃金支払時の端数処理

近年は、従業員が指定する銀行口座へ振り込むことにより賃金を支払うことが多くなっており、賃金支払時に端数処理を行うことは少なくなりましたが、1ヶ月の賃金支払額における端数処理も一定の範囲内で認められています。

具体的には、1ヶ月の賃金支払額に100円未満の端数が生じた場合に、50円未満の端数を切り捨て、それ以上を切り上げて支払うことが認められています。また、1ヶ月の賃金支払額に生じた1,000円未満の端数を翌月の賃金支払い日に繰り越して支払うことも認められています。なお、この取扱いをするためには賃金規程にその旨の定めが必要になります。

この機会に、一度、端数処理の取扱いが間違っていないかを確認してみたいかでしょうか？

中小企業退職金共済制度とは

退職金制度を運用する際には、安定的にその資金を用意することが重要になりますが、中小企業においてもっとも導入が多いのが中小企業退職金共済制度（以下、「中退共」という）です。この制度は、昭和34年に国の中小企業対策の一環として制定された「中小企業退職金共済法」に基づき設けられた制度ですが、今回はこの中退共の仕組みについて解説します。

1. 中退共の特徴

中退共は、一定の要件に該当した中小企業の事業主が雇用する従業員を対象にして、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下、「機構」という）と契約を結び、毎月、加入従業員全員分の掛金を負担・納付する仕組みとなっています。その掛金を機構が運用することにより、従業員が退職した際の退職金として支払われます。

2. 掛金月額

掛金月額は、5,000円から30,000円までの16種類から、従業員ごとに選択をして支払うこととなります。退職金額の例としては、掛金月額10,000円で40年間支払った場合には、5,917,900円（※）が支払われることとなります。なお、この退職金額は、予定利回りが変更された場合には増減します。また、一定の短時間労働者については、16種類の月額のほかに2,000円、3,000円および4,000円の3種類の特例掛金月額の選択が可能です。

※平成26年6月1日現在の予定利回りである1%で算出。付加退職金を除く。

3. 掛金助成

中退共には、初めて加入した際、掛金月額2分の1が助成される制度や、掛金月額を増額変更する場合に増額分の3分の1が助成される制度が用意されています。いずれも助成額の上限等の制限がありますが、加入時や変更時には積極的に利用したい制度となっています。

4. 事前に押さえておきたい留意点

退職金は、退職した従業員の請求に基づき、直接従業員に支払われるため、原則として、事業主が従業員に代わって機構から退職金を受け取ることはできません。また、掛金の納付が1年未満の場合、退職金が支給されず、事業主に掛金が返金されることはありません。そのほか、1年以上2年未満で退職をしても、退職金は支給されますが、その額は、累積の掛金相当額を下回る額となります。

中退共にはこうしたデメリットもありますので、加入の際にはその検証を行っておきたいところです。

中退共制度の掛金については、国の助成以外にも自治体独自で掛金補助を行っている場合がありますので、制度を利用する際はまず自治体に問い合わせをし、このような補助制度があれば上手く活用した上で、退職金制度を作っていきましょう。

業種別にみる夏季賞与1人平均支給額

そろそろ夏季賞与の季節です。ここでは賞与支給の参考資料として、厚生労働省の調査（※）から、業種別に事業所規模5～29人と30～99人の事業所における平成25年の夏季賞与について、支給労働者1人平均支給額などを紹介します。

給与2ヶ月分を支給する業種は見当たらず

主な業種・規模別に夏季賞与の支給労働者1人平均支給額などをまとめると、以下のようになります。

平成25年業種・事業所規模別夏季賞与支給労働者1人平均支給額など（1）

産業	支給労働者1人平均支給額		きまって支給する給与に対する支給割合		支給労働者数割合		支給事業所数割合	
	円		ヶ月		%		%	
	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人
調査産業計	258,817	315,060	0.94	1.04	65.4	89.8	63.2	88.4
建設業	269,813	387,945	0.82	1.00	65.3	93.7	61.2	89.2
総合工事業	284,332	316,428	0.85	0.79	63.3	91.8	58.5	86.7
職別工事業	237,887	154,379	0.67	0.57	57.4	84.1	55.7	75.0
設備工事業	275,264	553,682	0.90	1.41	76.4	100.0	71.7	100.0
製造業	241,907	324,945	0.85	1.03	61.8	85.6	58.8	84.8
消費関連製造業	172,533	225,208	0.72	0.82	49.6	78.7	45.1	78.8
素材関連製造業	258,089	379,385	0.85	1.17	69.2	91.6	66.6	90.3
機械関連製造業	286,348	353,962	0.96	1.06	67.8	86.0	66.8	84.1
食料品・たばこ	134,380	200,626	0.70	0.76	49.3	75.8	43.9	77.5
繊維工業	143,468	215,706	0.66	0.81	40.4	79.3	36.5	77.0
木材・木製品	182,005	324,160	0.73	1.09	74.3	95.7	68.3	92.6
家具・装備品	197,477	258,204	0.70	0.96	47.5	87.1	47.0	89.3
パルプ・紙	125,081	290,155	0.63	1.08	63.0	96.6	55.9	97.8
印刷・同関連業	222,239	226,335	0.78	0.82	59.6	87.7	55.3	84.4
化学、石油・石炭	462,137	563,082	1.36	1.51	79.2	96.7	81.5	94.4
プラスチック製品	270,210	300,663	0.88	1.01	57.6	94.7	55.3	93.5
ゴム製品	167,221	289,089	0.71	1.12	76.3	85.3	67.4	84.6
窯業・土石製品	255,610	340,597	0.85	0.98	72.1	90.7	70.2	88.9
鉄鋼業	335,240	380,390	1.08	1.09	68.0	96.0	67.9	95.0
非鉄金属製造業	308,916	328,538	0.99	1.05	73.2	100.0	67.9	100.0
金属製品製造業	236,879	415,969	0.74	1.22	70.3	81.7	68.6	81.6
はん用機械器具	304,207	474,941	0.95	1.52	79.6	94.0	73.3	93.8
生産用機械器具	259,414	352,612	0.88	1.02	76.2	84.0	74.1	84.4
業務用機械器具	322,048	335,542	0.92	1.05	79.9	88.0	78.3	84.7
電子・デバイス	306,925	326,640	1.10	1.00	41.8	82.7	46.3	80.9
電気機械器具	342,731	274,322	1.14	0.93	61.1	86.9	61.5	83.3
情報通信機械器具	287,159	362,311	0.96	1.04	57.0	78.4	63.7	72.2
輸送用機械器具	238,681	373,128	0.89	0.99	65.2	86.2	65.8	85.1
その他の製造業	251,289	367,556	0.76	1.07	53.5	75.1	49.4	73.5
電気・ガス・熱供給等	436,383	582,241	1.40	1.58	98.0	90.6	98.3	92.2
情報通信業	296,843	547,801	0.93	1.33	69.0	94.4	70.3	92.8
情報サービス業	297,646	465,753	0.89	1.22	62.3	95.3	62.9	93.4
映像音声文字情報	338,014	565,208	1.08	1.55	66.5	86.4	67.8	85.7
運輸業、郵便業	320,774	264,279	1.02	0.90	64.4	87.3	62.1	85.7
道路旅客運送業	77,607	100,854	0.36	0.47	37.0	84.2	32.5	83.3
道路貨物運送業	192,044	208,993	0.69	0.74	53.4	81.7	49.5	79.7

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

平成25年業種・事業所規模別夏季賞与支給労働者1人平均支給額など(2)

産業	支給労働者1人平均支給額		きまって支給する給与に対する支給割合		支給労働者数割合		支給事業所数割合	
	円		ヶ月		%		%	
	5~29人	30~99人	5~29人	30~99人	5~29人	30~99人	5~29人	30~99人
卸売業, 小売業	261,777	274,102	0.93	0.96	64.7	92.4	64.1	91.6
卸売業	400,700	510,456	1.23	1.39	76.3	92.8	76.1	92.2
繊維・衣服等卸売業	329,862	113,741	1.30	0.62	72.3	96.6	65.2	83.3
飲食料品卸売業	292,664	295,796	1.01	0.97	63.8	89.6	63.4	89.3
機械器具卸売業	442,641	648,966	1.33	1.81	85.1	96.4	83.3	94.7
小売業	180,693	140,899	0.76	0.71	59.4	92.1	58.8	91.3
各種商品小売業	72,518	100,193	0.43	0.58	34.3	100.0	30.6	100.0
織物等小売業	122,369	389,155	0.69	1.27	64.5	50.4	66.2	50.0
飲食料品小売業	87,231	99,529	0.47	0.62	34.8	91.5	33.3	90.1
機械器具小売業	390,268	374,243	1.20	1.21	82.4	94.9	77.1	91.7
金融業, 保険業	500,066	557,858	1.55	1.59	93.4	97.3	91.1	96.9
不動産業, 物品賃貸業	336,324	418,120	1.09	1.24	76.9	92.4	77.8	90.5
不動産業	313,623	461,084	1.03	1.34	77.2	92.5	77.4	89.8
物品賃貸業	373,469	356,153	1.21	1.14	76.3	92.1	78.7	91.3
学術研究等	335,425	499,194	1.11	1.31	76.7	88.5	74.2	85.3
専門サービス業	397,192	799,091	1.24	1.56	79.7	73.4	77.0	72.2
広告業	206,059	250,758	0.73	0.79	71.2	87.0	65.6	80.0
技術サービス業	276,877	476,906	0.93	1.34	75.4	94.9	72.9	90.6
飲食サービス業等	49,452	60,127	0.38	0.37	40.6	82.2	36.3	80.3
宿泊業	65,029	97,543	0.41	0.44	51.9	69.3	50.0	69.0
飲食店	43,359	50,411	0.34	0.35	39.1	84.6	34.3	81.7
持ち帰り・配達飲食	73,536	95,438	0.54	0.51	42.3	81.2	38.9	83.0
生活関連サービス業等	157,070	154,200	0.72	0.71	47.4	78.8	41.4	77.3
娯楽業	132,902	136,795	0.63	0.67	50.6	81.7	43.8	82.4
教育, 学習支援業	379,503	558,245	1.23	1.61	85.4	98.7	78.8	98.4
学校教育	461,330	568,718	1.49	1.64	99.1	100.0	97.9	100.0
他教育, 学習支援	181,230	477,710	0.79	1.38	63.9	90.1	59.7	87.5
複合サービス事業	388,309	444,445	1.40	1.49	95.6	97.2	97.6	97.0
その他のサービス業	329,490	281,647	1.13	0.96	68.8	79.9	67.5	77.0
廃棄物処理業	273,744	315,287	0.97	1.01	61.0	93.5	61.1	90.9
自動車整備等	310,825	553,401	1.08	1.48	65.3	100.0	63.1	100.0
職業紹介・派遣業	203,644	146,789	0.90	0.55	60.7	71.6	58.6	61.9
他の事業サービス	349,547	238,242	1.09	0.89	68.2	74.6	64.8	73.9

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

平成25年の夏季賞与支給労働者1人平均支給額は、調査対象企業の平均で事業所規模5~29人が約26万円、事業所規模30~99人が約32万円となりました。どちらの規模も24年より金額が増えました。個々の業種をみると4万円台の業種がある一方、70万円台の業種があるなど、かなり金額に幅がみられます。

きまって支給する給与に対する支給割合は、23年、24年に続き2ヶ月分を支給している業種はありませんでした。支給労働者数割合と支給事務所数割合は、事業所規模30~99人で100%の業種がいくつかみられました。

26年に入り賃上げ実施企業が増えてきましたが、夏季賞与にどのような影響があるのでしょうか。

(※) 毎月勤労統計調査

日本標準産業分類に基づく16大産業に属する常用労働者5人以上の約190万事業所(経済センサス基礎調査)から抽出した約33,000事業所を対象にした調査です。きまって支給する給与に対する支給割合とは、賞与を支給した事業所ごとに算出した「きまって支給する給与」に対する「賞与」の割合(支給月数)の一事業所当たりの平均です。支給労働者数割合は、常用労働者総数に対する賞与を支給した事業所の全常用労働者数(当該事業所で賞与の支給を受けていない労働者も含む)の割合です。支給事業所数割合とは、事業所総数に対する賞与を支給した事業所数の割合です。詳細は次の厚生労働省のサイトで確認できます。<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>

知らないうちに 「攻撃者」になっていませんか？

昨年12月頃より、インターネット上で「NTPサーバーを利用したDDoSリフレクション攻撃」というものが目立つようになってきました。

■どんな攻撃なのか

「NTPサーバー」は、ネットワーク上の機器の間で時刻がずれないように同期するために利用されるサーバーで、インターネット（以下、ネットとする）上にも多数公開されています。「DDoS攻撃」とは、「複数の場所から特定のサイトなどに集中的に通信データを送りつけることによって、対象サイトをアクセス不能状態に追い込む攻撃」のことを指します。また、「リフレクション攻撃」とは、DDoS攻撃の一種で、

1. 攻撃者が送信元を偽装した通信（問い合わせ）をネット上に公開されているサーバーに送る
2. サーバーはそれに対する返答の通信を、偽装した送信元（＝真の攻撃対象）に向かって送る
3. 一般的に問い合わせよりも返答のほうが通信量が多くなる（数倍～数十倍以上）ため、攻撃対象のサイトが過負荷になってアクセス不能状態になる

という形で成立する攻撃のことを指します。攻撃者が直接攻撃対象に対してアクションを起こすのではなく、ネット上に公開されているサーバーで「反射」させて攻撃を行うため「リフレクション攻撃」と表現されます。

■あなたも加担する可能性が

ここまでの説明だと、ネット上でサービスを提供している側が影響を受けるだけで、一般利用者には関係のない話のように思われるかもしれませんが。しかし実際には、一般利用者自身がこの攻撃に「加担」している可能性があるのです。

企業でも家庭でも、ネットに接続するために「ルータ」という機器を使うことが一般的です。この「ルータ」にもNTPサーバーの機能が備わっており、利用者自身が意識しないままNTPサーバー機能がネットに「公開」され、DDoSリフレクション攻撃に悪用されているケースが多いのです。

■放置すると…

悪用されたまま放置すると、プロバイダ（ISP）などから警告が届くことがあります。プロバイダ自身は攻撃対象ではなくても、攻撃目的の通信が大量に発生すればプロバイダが持つ通信回線や設備に過大な負荷が掛かり、サービスの提供に支障が生じる可能性があります。実際に一部のプロバイダでは、サービスが不安定になるなどの被害が出ています。

そのため、警告に対して利用者が適切に対処しない場合、プロバイダは回線の利用を停止したり、非常に遅い通信速度でしか利用できないよう制限を掛けることがあります。また、予告なく対応を行う場合もあります。

■どんな対策が必要？

このような事態を避けるには、次のような対策を講じる必要があります。

- ・ ルータのファームウェア（＝機器を制御するために内部に組み込まれたソフトウェア）を常に最新にする
- ・ 外部から機能を悪用されないように設定する

社会保険関係の提出が目白押しです。また、夏季休暇は、事前取引先への周知徹底し、取引先の休暇状況もあわせて確認しておきましょう。

2014年7月

お仕事備忘録

1. 所得税の予定納税額の減額申請

2. 労働者死傷病（軽度）報告の提出

3. 健康保険・厚生年金の「被保険者報酬月額算定基礎届」提出

4. 中元の発送、暑中見舞い状の送付

5. 夏季休暇にまつわる諸業務

1. 所得税の予定納税額の減額申請

7月は所得税（復興特別所得税を含む）の予定納税額の納付月となりますが、予定納税の義務のある人で、その年の申告納税見積額が予定納税基準額に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額に係る承認を申請することができます。

予定納税基準額とは、税務署が計算をして事前に通知する予定納税額をいい、予定納税基準額が15万円以上になる場合に、予定納税が必要となります。この予定納税基準額は、所得税及び復興特別所得税の合計額で計算されています。

2. 労働者死傷病（軽度）報告の提出

従業員が業務上の事故・疾病で休業日数が1～3日の場合は、四半期ごとにまとめて所轄の労働基準監督署に届け出ます。

7月末までに4月から6月分の報告を行います。休業が4日以上になった場合はその都度報告しなければいけません。

3. 健康保険・厚生年金の「被保険者報酬月額算定基礎届」提出

7月1日現在の従業員（提出すべき被保険者全員）の4月～6月の報酬月額を「算定基礎届」により提出します。今年の提出期間は、7月1日から7月10日までです。

4. 中元の発送、暑中見舞い状の送付

お中元は7月中旬までに先方に届くよう手配します（配送の場合は先方へ到着する日程の確認、訪問する場合は、訪問する人にいつ行くのかの確認も忘れないようにすると良いでしょう）。万が一遅くなってしまった場合は7月16日～立秋までは「暑中お見舞い」、立秋から9月上旬までは「残暑お見舞い」として贈るのが一般的ですが、地方によって多少時期がずれることもあります。

また、当方・先方のいずれが喪中であっても贈答に差し支えありませんが、先方が気落ちしているようであれば、「暑中お見舞い」「残暑お見舞い」として贈る気配りもしたいものです。さらに、挨拶状や暑中見舞状については、会社名・氏名・肩書などに誤りがないか送付前に再チェックしましょう。

お中元をいただいた際のお返しは必要ありません。早めにお礼状を送付しましょう。

5. 夏季休暇にまつわる諸業務

夏季休暇を実施する企業は、事前取引先に日程の通知をすると同時に、先方の休暇の有無（ある場合は日程）の把握をおきましょう。また、社内全体で一斉に休暇を取る場合は、主に次の対策をとっておきましょう。

◆防犯・防火対策

→専門業者に依頼するのか、社内で当番を組むのか等の対策をしましょう。

◆郵便など配達物の扱い

→郵便局には休暇中の郵便物の配達を休止し、休暇明けに一括で受け取ることができるサービスを受けるための所定の届け出用紙があります。今までにこのサービスを受けたことがない場合は、最寄りの郵便局へ問い合わせしてみましょう。

◆休暇中に出勤する社員の把握

◆社員の休暇中の連絡先の把握

→緊急連絡に備えておきましょう。



2014.7

労働保険の年度更新、社会保険の算定基礎届のほか、夏季休暇がある場合には、取引先へ事前にお知らせするとともに、取引先の休暇状況も確認しておきましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	火	仏滅	●算定基礎届の提出（～7月10日） ●所得税の予定納税額の減額申請（～7月15日）
2	水	大安	
3	木	赤口	
4	金	先勝	
5	土	友引	
6	日	先負	
7	月	仏滅	小暑
8	火	大安	
9	水	赤口	
10	木	先勝	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（6月分） ●源泉所得税の納期の特例の適用を受けている場合の源泉所得税の納付（1～6月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出 ●労働保険の年度更新 ●算定基礎届の提出 ●継続・有期事業概算保険料延納額の支払（第1期分）※口座振替を利用しない場合
11	金	友引	
12	土	先負	
13	日	仏滅	
14	月	大安	
15	火	赤口	●所得税の予定納税額の減額申請 ●高齢者雇用状況報告書及び障害者雇用状況報告書の提出
16	水	先勝	
17	木	友引	
18	金	先負	
19	土	仏滅	
20	日	大安	
21	月	赤口	海の日
22	火	先勝	
23	水	友引	大暑
24	木	先負	
25	金	仏滅	
26	土	大安	
27	日	先勝	
28	月	友引	
29	火	先負	
30	水	仏滅	
31	木	大安	●健康保険・厚生年金保険料の支払（6月分） ●所得税の予定納税（第1期分） ●労働者死傷病報告書の提出（休業日数1～3日の労災事故[4月～6月]について報告） ●固定資産税（都市計画税）の納付（第2期分） ※市町村の条例で定める日まで